

# 長期継続契約に関する仕様書

## 1 総 則

本件調達は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約を行うものであり、本仕様書は長期継続契約に関する事項を定めるものである。

## 2 用語の意義

この仕様書における用語の意義は次のとおりとする。

- (1)「長期継続契約」とは、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約をいう。
- (2)「年度」とは、地方自治法第208条第1項に規定されている会計年度（4月1日から翌年の3月31日）をいう。
- (3)「業務仕様書等」とは、別に定める本業務の仕様書及び特記仕様書等をいう。

## 3 委託の期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

## 4 契約の期間

契約の期間は契約締結日から令和10年9月30日までとし、上記3の委託の期間から支障なく業務が履行できるよう準備等を行うものとする。

## 5 業務実施の区分単位等

委託する業務については、業務仕様書等に基づくものとし、業務実施に伴う区分単位は年度とする。

長期継続契約にあたっては、年度を区分単位として定めた業務仕様書等の業務を、上記3の委託の期間反復して履行するものとする。

## 6 長期継続契約の特約条項について

長期継続契約を締結した翌年度以降において当該契約の契約金額に係る市の歳出予算に減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる旨の特約条項を契約書に付すものとする。